

仙台空港での撮影取材等に係る注意事項

仙台国際空港株式会社

- (1) 空港内で撮影・取材をする場合は事前に「撮影・取材許可申請書」をご提出ください。
- (2) 撮影・取材は原則としてランドサイド（一般区域）のみになります。エアサイド（制限区域・保安区域）での撮影・取材をご希望される場合は、別途、仙台国際空港株式会社管理部（022-383-4301）にご相談ください。
- (3) 撮影当日は、ターミナルビル1階西側守衛室にて入館簿に必要事項を記入後、腕章を受け取り、撮影・取材の間ご着用ください。腕章は、脱落しないよう正しく着用し、撮影・取材終了後に守衛室に返却してください。（万が一、紛失した場合は、搜索前に守衛室への届出を優先してください。）
- (4) 撮影禁止場所は以下の通りです。
 - 1階バゲージクレーム出口自動ドア（国内線・国際線）
 - 2階航空会社チェックインカウンター前保安検査機器
 - 2階保安検査場入口ドア
（検査の様子や検査官が写るアングルでの撮影も禁止）
 - 各セキュリティードア
 - 各社員通用口ドア
 - その他保安に関する出入口や機器
- (5) お客様のご迷惑とならないよう、十分ご配慮ください。混雑時や空港管理運営上に支障を生じ、またはその恐れがある場合には、撮影・取材をお受けできないまたは、撮影・取材を中止していただく場合がございます。

【お問い合わせ先】

仙台国際空港株式会社

管理部 コーポレートグループ 広報担当

TEL: 022-383-4301 FAX: 022-383-4560



仙台国際空港